

一厚生労働省一

離職者等再就職訓練事業の託児サービス経費について、月額単価等を一般利用単価と同額に改めたことなどの要領の改正内容を都道府県等に対して周知徹底することなどにより、委託費の精算を適正に行うこととするよう改善させたもの

一般利用単価を用いて月額単価等を算定していなかった事態に係る契約について
過大となっていた委託費の支払額(支出) 2087万円

1 職業訓練の概要

(1) 職業訓練の概要

厚生労働省は、職業能力開発促進法等に基づき、職業に必要な労働者の能力を開発することなどを目的として、労働者を対象とした職業訓練を実施している。

(2) 委託訓練の実施

同省は、離職者等の就職促進に資する多様な教育訓練機会を確保し、これらの者の早期の就職促進を図ることを目的として、離職者等再就職訓練事業(以下「離職者事業」)を都道府県及び横浜市(以下「都道府県等」)に委託し実施している。そして、同省は、離職者等再就職訓練事業委託要綱、委託訓練実施要領等(これらを「要領等」)を定めていて、要領等によれば、都道府県等は、離職者事業の実施を専修学校等の民間教育訓練機関等(以下「委託機関」)に委託することができるとされている。

(3) 離職者事業に係る委託費

ア 厚生労働本省が都道府県等に支払う委託費

同本省は、要領等に基づき、離職者事業の実施に関する委託契約を都道府県等との間で締結しており、当該委託契約に基づいて、委託訓練事業費等の離職者事業に要した経費を委託費として都道府県等に支払っている。このうち委託訓練事業費は、都道府県等が委託機関に支払った委託費を合計したものであり、託児サービス経費を含んでいる。

要領によれば、託児サービスの利用対象者は、就学前の児童の保護者が職業訓練を受講することによって当該児童を保育することができないなどの者で、かつ、国等が設置する職業能力開発校等の施設の長又は都道府県知事等から当該訓練受講に際し託児サービスの利用が必要であると認められた者であるとされている。そして、託児サービス経費は、これらの利用対象者が託児サービス提供機関を利用した場合に、委託機関が託児サービス提供機関に支払うなどのものであるとされている。

イ 都道府県等が委託機関に支払う託児サービス経費

要領等によれば、都道府県等が委託機関に支払う委託費のうち託児サービス経費については、託児児童1人当たりの月額単価(以下「月額単価」、月額単価と利用期間が1か月間に満たない場合における日額単価を合わせて「月額単価等」)に、託児児童数及び利用月数を乗ずることなどにより算定することとされている。

平成29年度以前の要領によれば、月額単価等は、個々の積上げによる実費(以下「積上額」)とされ、児童1人1月当たりの上限単価は66,000円とされていた。その後、30年3月に要領が改正されて同年4月以降の委託契約から適用されている。

そして、改正後の要領によれば、月額単価等は、委託機関自らが受講者のみに対して託児サービスを提供する場合を除き、託児サービス提供機関における一般利用者の利用単価(以下「一般利用単価」)と同額とされ、児童1人1月当たりの上限単価は66,000円とされている。

2 検査の結果

30年度から令和2年度までの間に同本省と都道府県等との間で締結された離職者事業の実施に関する委託契約のうち44道府県との間で締結された託児サービスの提供を含む計191契約(契約金額計56

0億1868万円)を対象として、岩手、長崎両県において、会計実地検査を行うとともに、同本省及び残りの42道府県から関係書類の提出を受けるなどして検査を行った。

(注) 14道県は、平成30年度から令和2年度までの計42契約において、委託機関に支払う委託費の算定に当たり、託児サービス経費について、積上額に基づいて月額単価等を算定して、これにより託児サービス経費の額が計9812万円であると算定していた。そして、14道県は、上記のように算定した託児サービス経費を含めて、委託事業に要した額が計134億8593万円であるとする委託費精算報告書を作成して同本省に提出し、同本省は、それらの内容を審査して委託費の額を確定し、同額を14道県に支払っていた。

しかし、前記のとおり、平成30年4月以降の委託契約から改正後の要領が適用されていて、託児サービス経費の月額単価等は、積上額に基づいて算定するのではなく、一般利用単価を用いて算定することとされているのに、14道県は、要領の改正内容を十分に確認しておらず、上記の42契約について、一般利用単価を用いることなく、29年度以前と同様の方法により託児サービス経費の月額単価等を算定していた。

そこで、改正後の要領に基づき改めて月額単価等を算定して、これにより託児サービス経費の額を算定したところ、前記の42契約については、積上額に基づいて算定した月額単価が5,846円から66,000円までなどとなっていたのに対して、一般利用単価を用いて算定した月額単価は3,600円から66,000円までなどとなっていて、一般利用単価を用いて算定した月額単価を最大で54,148円上回っていた。

したがって、一般利用単価を用いて算定した月額単価等により託児サービス経費を算定するなどして適正な委託費の額を算定すると計134億6505万円となり、前記委託費の支払額134億8593万円との差額2087万円が過大に支払われていた。

(注) 14道県 北海道、岩手、秋田、山形、福島、新潟、兵庫、鳥取、山口、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島各県

<事例>

厚生労働本省は、30年度に、岩手県との間で離職者事業の実施に関する委託契約(委託契約で定める委託費の限度額7414万円)を締結していた。そして、同県は、委託契約に基づき離職者事業を実施して、このうち託児サービス経費の算定に当たり、要領の改正内容を十分に確認しておらず、29年度以前と同様に、公的統計から得られる賃金額や託児サービス提供場所の平均的な利用料金を用いるなどして積上額を算定して、その額が上限単価66,000円と同額であるとして、66,000円を月額単価としていた。その結果、同年度における託児サービス経費は計96万円であったとするなどの委託費精算報告書を同本省に提出していた。そして、同本省は、委託費精算報告書等を審査して委託費の額を確定し、委託費計5129万円を支払っていた。

しかし、本件委託契約は30年4月に締結されたものであり、改正後の要領が適用されることから、託児サービス経費の月額単価については、積上額ではなく、一般利用単価を用いて算定する必要がある。このため、改正後の要領に基づいて、一般利用単価を用いて月額単価を改めて算定したところ、その額は36,852円から49,000円までとなっていた。したがって、これらの月額単価により託児サービス経費を算定するなどして適正な委託費の額を算定すると計5093万円となり、上記の委託費との差額36万円が過大に支払われていた。

このように、同本省が離職者事業を委託している14道県において、託児サービス経費の算定に当たり、要領で定められた一般利用単価を用いて月額単価等を算定しておらず、委託費が過大に支払われていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 厚生労働省が講じた改善の処置

同省は、14道県に対して過大に支払われていた委託費の返還を求めるとともに、令和3年9月に都道府県等に通知を発して、平成30年3月に要領を改正して託児サービス経費の月額単価等を一般利用単価と同額に改めたことなどの要領の改正内容を都道府県等に対して周知徹底するなどの処置を講じた。